

沖ト協発第103号

平成27年9月25日

運送事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会
会 長 佐次田 朗
(公 印 省 略)

「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、大型自動車の車輪脱落事故や車両火災事故の防止など自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。このようなことをふまえ、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備の実施をよびかけることを目的とした標記推進運動の実施に伴い、国土交通省から別紙のとおり協力要請があります。

つきましては、別添実施要領の実施項目等に基づき、平成27年10月1日(木)～10月31日(土)の期間内に、「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備」を実施した結果を別添3にとりまとめ、FAX等により平成27年11月5日(木)までに返送くださいますようお願いいたします。

敬具

全ト協発第278号(環)
平成27年8月24日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三

平成27年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局長より、別添1のとおり自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）の通達がありました。当協会は、自動車点検整備推進協議会から脱退しておりますが、平成24年度から別添2のとおり「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領を定め、独自の取り組みを推進しております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

- (1) 別添1は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知です。
- (2) 別添2は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添2の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

2. 実施結果の報告

各協会の実施結果及び会員事業者における10月の自主点検・整備の実施状況については、それぞれ別添3-1、3-2の報告書様式により、11月13日(金)までに全ト協交通・環境部宛ご提出いただきますようお願い致します。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部 (担当:荻原、齋藤)

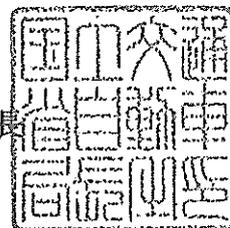
電話:03-3354-1045 FAX:03-3354-1019



国自整第156号の2
国自環第92号の2
平成27年7月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故の防止を含む自動車の不具合による事故を減らすことが求められているとともに、環境面においても、排気ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領により、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、実施内容を定め、積極的に自動車の点検整備推進に努めていただきますよう傘下会員に対し、適切なお指導をお願いします。

なお、実施内容を定めた際には、速やかにその内容について報告をお願いするとともに、本運動の強化月間終了後、速やかに実施結果について報告をお願いします。

平成27年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

平成27年8月24日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

また、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、平成27年9月1日（火）から10月31日（土）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 重点実施項目

(1) 「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

（重点点検項目）

点検箇所		点検時期	
		3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール	タイヤの状態	同左
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。
- (3) 「D P F (黒煙除去フィルタ) 等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、D P F に堆積したアッシュ (灰分) の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油 (S 1 0) の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F 装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌 (紙) 等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。
- (5) T B S ラジオ系列「ドライバーズ・リクエスト」のCMを活用し、P R を行う。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各都道府県トラック協会の実施結果については、別添3-1の様式により全ト協交通・環境部まで提出するようお願いします。
- (3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」については、会員事業者における10月の実施状況を取りまとめ、別添3-2の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。
- (4) 上記(2)(3)の提出期限は、11月13日(金)までといたします。

以 上

下記のとおり結果報告をFAXにてご報告をお願いします。

別添3

(公社)沖縄県トラック協会 行

FAX: 098-863-3591

事業者名:

担当者名:

電話番号:

平成27年10月

○自主点検結果

エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台